

各都道府県知事 } 殿  
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を  
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第66号）が、平成18年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されます。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対してもこの旨周知願います。

記

1 改正の趣旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額すること。

2 改正の内容

退職報償金支払額の引上げ  
非常勤消防団員退職報償金の支払額を次のように引き上げたこと。（第3条及び別表）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～
団 長	189	294	409	544	729	929
副 団 長	179	279	379	484	659	859
分 団 長	169	<u>268</u>	<u>363</u>	<u>463</u>	609	799
副 分 団 長	164	<u>253</u>	<u>338</u>	<u>428</u>	574	759
部 長 ・ 班 長	154	<u>233</u>	<u>308</u>	<u>388</u>	514	684
団 員	144	214	284	359	469	639

（傍線部分は改正部分）

3 適用関係

この政令による改正後の消防団員退職報償金支払額表については、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項）

政令第六十六号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表中

二六六	三六一	四六一
二五一	三三六	四二六
二三一	三〇六	三八六

を

二六八	三六三	四六三
二五三	三三八	四二八
二三三	三〇八	三八八

に改める。

附 則

- この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
- この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

## 理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長 及 び 班 長	団 員	勤 務 年 数	
							勤 務 年 数	勤 務 年 数
五年以上 十年未満	一八九千円	一七九	一六九	一六四	一五四	一四四	勤	五年以上 十年未満
十年以上 十五年未満	二九四千円	二七九	二六八	二五三	二三三	二二四	務	十年以上 十五年未満
十五年以上 二十年未満	四〇九千円	三七九	三六三	三三八	三〇八	二八四	年	十五年以上 二十年未満
二十年以上 二十五年未満	五四四千円	四八四	四六三	四二八	三八八	三五九	数	二十年以上 二十五年未満
二十五年以上 三十年未満	七二九千円	六五九	六〇九	五七四	五一四	四六九		二十五年以上 三十年未満
三十年以上	九二九千円	八五九	七九九	七五九	六八四	六三九		三十年以上

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長 及 び 班 長	団 員	勤 務 年 数	
							勤 務 年 数	勤 務 年 数
五年以上 十年未満	一八九千円	一七九	一六九	一六四	一五四	一四四	勤	五年以上 十年未満
十年以上 十五年未満	二九四千円	二七九	二六六	二五一	二三一	二二四	務	十年以上 十五年未満
十五年以上 二十年未満	四〇九千円	三七九	三六一	三三六	三〇六	二八四	年	十五年以上 二十年未満
二十年以上 二十五年未満	五四四千円	四八四	四六一	四二六	三八六	三五九	数	二十年以上 二十五年未満
二十五年以上 三十年未満	七二九千円	六五九	六〇九	五七四	五一四	四六九		二十五年以上 三十年未満
三十年以上	九二九千円	八五九	七九九	七五九	六八四	六三九		三十年以上

備考略

備考略